

江戸川区請負工事成績評定事務要綱

(目的)

第1条 この要綱は、江戸川区工事施行規程（昭和48年3月江戸川区訓令甲第2号。以下「規程」という。）に基づき施工された請負工事について、施工成績を評定し、その評定結果を工事請負指名業者の格付及び選定等に反映させ、もって当該評定を基に適切な指導を行い、請負工事の質の向上及び適正な施工の確保を図ることを目的とする。

(評定の対象)

第2条 この要綱の対象となる請負工事は、当該契約金額が130万円以上のものとする。

(評定の構成)

第3条 請負工事に係る施工成績の評定（以下「評定」という。）は、当該工事の施工を主管する部（以下「工事主管部」という。）及び検査を主管する部（以下「検査主管部」という。）の評定を合わせたもので構成するものとする。

(評定者)

第4条 工事主管部において評定を実施する者（以下「評定者」という。）は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 第1評定者 規程第18条に規定する監督員
- (2) 第2評定者 当該工事の施工を主管する係長
- (3) 第3評定者 当該工事の施工を主管する課長（以下「工事主管課長」という。）

2 検査主管部における評定者は、区長が別に任命する職員（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の15第4項に基づき検査を委託された者を除く。以下「検査員」という。）とする。

(評定報告)

第5条 工事主管部の長は、契約金額が江戸川区契約事務規則（昭和39年3月江戸川区規則第3号）第36条第2項に規定する額を超える請負工事の完了に係る評定にあつては、江戸川区請負工事成績評定報告書（以下「報告書」という。）を、当該工事完了後14日以内又は手直し完了後7日以内に総務部長へ提出するものとする。

2 前項に規定する請負工事以外のものに係る評定にあつては、工事主管課長は、報告書を前項に規定する期間内に総務部用地経理課長（以下「用地経理課長」という。）へ提出するものとする。

3 評定は、前2項に規定する報告書に検査員が実施する評定（以下「検査員評定」という。）及び第7条第6項の規定による評定を行った場合にあつては当該評定を加え、5段階評価を行うものとする。

(評定結果の運用)

第6条 総務部長は、前条に規定する請負工事の評定結果について、必要に応じて江戸川区工事請負指名業者選定委員会（江戸川区工事請負指名業者選定委員会要綱（昭和50年4月1日施行）に規定する委員会をいう。以下「指名業者選定委員会」という。）に報告する等、評定結果の有効、かつ、適切な運用を図るものとする。

(評定方法及び項目)

第7条 評定は、別に定める基準に基づき、評定表（当該工事の施工を主管する課（以下「工事主管課」という。）が行う評定にあつては工事評定表、検査員評定にあつては検査員評定表）及び工事主管部の長が別に定める評定細目等により行うものとする。この場合において、評定に係る点数の配分割合は、工事主管課が6割、検査員が4割とする。

2 工事評定表における各評定者の評定に係る点数の配分割合及び評定に係る項目別評定割合は、工事主管部の長が別に定めるものとする。

3 検査員評定表における評定に係る項目別評定割合は、総務部長が別に定めるものとする。

4 工事主管部の評定項目は、施工管理、工程管理、現場管理及び安全管理とする。

5 検査員評定に係る項目は、品質等施工状況、出来形並びに出来栄え及び必要書類並びに写真等の提出状況とする。

6 安全管理等に重大な問題があった場合又は不正若しくは不誠実な行為があった場合は、前2項の評価項目に加え、工事主管部及び検査主管部の協議により別表の評定項目に基づく評定を行う。この場合においては、指名業者選定委員会に諮り、評定を決定するものとする。

7 工事主管部の長は、評定について疑義がある場合は、当該主管課長に再評定を指示することができる。

（評定結果の通知）

第8条 工事主管課長又は用地経理課長は、当該評定に係る工事の施工者に、江戸川区請負工事成績評定書により通知するものとする。

（評定の修正）

第9条 工事主管課長又は用地経理課長は、前条に規定する通知をした後、当該評定を修正する必要があると認められる場合には、修正しなければならない。

2 工事主管課長又は用地経理課長は、前項の修正を行ったときは、遅滞なく、その結果を当該評定に係る工事の施工者に通知するものとする。

（調整）

第10条 この要綱の施行に関し、必要となる調整等の事務は、用地経理課長が行う。

付則 （省略）

別表 （別紙のとおりとします。）

様式 （省略）

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

別表（第7条関係）

区分	項目 番号	評 定 項 目	減算点
安全管理等に重大な問題があった場合	1	当該工事施工に当たり、安全管理等の過失により、第三者の財産等に重大な損害を与えた場合	5～15点
	2	当該工事に起因し、安全管理等の重大な過失により、第三者にけがなどの被害を与え、当該被害者が通院した場合	10～15点
	3	当該工事に起因し、安全管理等の重大な過失により、第三者にけがなどの被害を与え、当該被害者が入院した場合	15～20点
	4	当該工事に起因し、安全管理等の重大な過失により、第三者が死亡し、又は高度後遺障害が残る状態となった場合	30点
不正又は不誠実な行為があった場合	1	当該工事の施工において、評価細目に掲げられていない不正又は不誠実な行為があった場合	10～30点

備考

- 1 評価項目に重複して該当する場合には、それぞれの評価項目において減算する点数を合算して減算する。この場合において、合算して減算する点数の上限は30点とする。
- 2 評価細目とは、土木工事評価細目、建築工事評価細目、検査員土木工事評価細目及び検査員建築、設備工事評価細目をいう。